

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者届出政党に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板及び政党演説会用表示板に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一